

「農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等
についての意見・情報の募集」の結果について

令和7年1月24日
農林水産省経営局農地政策課
農村振興局農村計画課

農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令案等について、令和6年10月17日から令和6年11月15日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施いたしました。

その結果、募集期間において、24件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の内容及びそれに対する考え方を別紙1のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

また、「農業振興地域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令」については、別紙2のとおり、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」については、別紙3のとおり、「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十六条の二第三項第六号の規定に基づき、農業経営発展計画の適正かつ効果的な実施を確保するために必要なものとして農林水産大臣が定める基準」については、別紙4のとおり制定することといたしました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産業行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。